

第2分科会「児童・生徒の指導に関する分科会」

～児童・生徒に関わる事例への対応の仕方と法規上の根拠～

せたな町立若松小学校 佐々木 朗

食育の指導が学校教育でも求められている中、学校教育において、地域の産物、食文化や食に関する歴史を理解し、尊重する心を育てるために、どのような取り組みをしていくべきか。

社会の背景と法による整備

学校教育で食育が重視されるようになったのは、子どもたちの朝ご飯抜き、また外食や偏食による栄養の偏り、家族と一緒に食事をするのができない、食事が進まないなど、子どもたちの食の環境は様々な形で問題となっている。

本来、食育は家庭で行うものであるが、家庭の教育力が低下したこともあり、子どもたちに十分な指導ができていない、また保護者自身も望ましい食生活ができていないなどの現状があることから、学校・家庭・地域社会が連携して、子どもたちの望ましい食事のありかたについて指導していく必要がでてきた。このような背景の中、平成17年、食育基本法が制定され、学校に食に関する指導体制と指導内容の充実を求めている。本レポートは、本校における地域の産業である米作りの体験活動の位置づけとその法的根拠について論ずる。

本校の取り組みと法的な根拠

本校は、今年度より総合的な学習の時間に、米作りを中心とした体験活動を取り入れた。過日、近くの水田の一部を借り、協力してくださった地元の農家の指導のもと全校児童で田植え体験を行った。農村地帯とはいえ、多くの児童は田植えをするのは初めてであった。どの子も歓声をあげながら、夢中になって作業に取り組んだ。

本校では総合的な学習の時間のとらえを「郷土若松の自然や産業に目を向け、身近なところから、しだいに視野を広い社会へ向けていく。そのために、自然豊かな地域の産業や歴史素材など、また、地域の各道の第一人者を積極的に授業に活用し、体験学習を中心としながら、他社から学ぶ力、自分で判断する力、まとめる力を育て、地域に根づく子どもたちを育てていきたい。」とし、上記の体験活動を学習の中心に据えた。今後、水田の観察、米作り農家の話を聞く授業、稲刈り体験、地域の人たちも交えての収穫祭、稲わらを使ったしめなわ作りなども米作りなども一連の活動として学習を進めていく。

食育基本法第6条は、学校教育に対して、食に関する体験活動と食育推進活動の実践の推進が、また第7条では、地域の特性を生かした食生活、また生産者との交流が求められている。子どもたちを取り巻く環境が変化し、食の環境が危ぶまれている昨今ではあるが、この法の精神に則り、本校のこの体験活動は、子どもたちの「食」への関心を高め、地域や地域の産業を理解し大切にする心を育てる貴重なものであると考える。またこの体験活動を、学校教育全体を通して次代を担う子どもたちの「生きる力」を育てるという視点で、また、本校の特色ある教育活動の一つとして定着させていくため、各教科、道徳、特別活動との関連づけをより明確にした指導計画の整備を進めたい。

法令

食育基本法（平成17年7月15日）